

# ○大府市消防団協力事業所の認定に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大府市消防団の活動に積極的に協力している事業所又は団体（以下「事業所等」という。）に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）の認定により地域の消防防災力の充実強化及び消防団活動の一層の推進を図ることを目的とする。

## (申請又は推薦)

第2条 協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、大府市消防団協力事業所認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 消防団長は、消防団活動に協力する事業所等について、当該事業所等の意思を確認のうえ、大府市消防団協力事業所推薦書（第2号様式）により、市長に推薦することができる。

## (認定基準)

第3条 市長は、前条の申請又は推薦があった場合において、当該事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業所等を協力事業所に認定するものとする。

- (1) 3名以上の従業員等が、消防団に3年以上在籍していること。
- (2) 従業員等の消防団活動について、特に配慮していること。
- (3) 災害時等において、当該事業所等の資機材等を消防団に提供するなどの協力体制を整備していること。
- (4) 機能別消防団（特定の役割及び活動を実施するため事業所等を単位に設置し登録されている分団をいう。）を設置していること。
- (5) その他消防団活動に特に協力している事業所等であると市長が認める場合

## (表示証の交付等)

第4条 市長は、前条の認定を行ったときは、大府市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第3号様式）により登録し、消防団協力事業所表示証（第4号様式。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

2 協力事業所は、交付された表示証を当該事業所等の事務所等の見やすい場所に表示しなければならない。

3 協力事業所は、表示証を紛失又は損傷したときは、書面により表示証の再交付を申請することができる。

## (表示有効期間)

第5条 表示の有効期間は、認定の日から2年又は第7条の規定による認定の取消しの日までとする。

2 市長は、前項の有効期間を経過する前に、協力事業所の協力内容及び認定の継続の意思を確認し、第3条の基準に適合していると認めるときは、当該認定を更新することができる。

## (調査)

第6条 市長は、協力事業所について、2年を超えない期間ごとに最低1回の調査を行うものとする。

## (認定の取消し等)

第7条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該協力事業所

の認定を取り消すことができる。

- (1) 協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 協力事業所が、第3条各号のいずれにも該当しないことが判明したとき。
- (3) 正当な理由がなく前条の調査を拒み、若しくは妨げ、又は前条の調査に協力しなかったとき。
- (4) 協力事業所からの認定の取消申請があったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により表示証の認定を受けたとき。
- (6) その他協力事業所として適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により協力事業所の認定を取り消すときは、当該取消しの理由を付した文書により、当該協力事業所に通知するものとする。

3 第1項の規定により、協力事業所の認定を取り消された協力事業所は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第8条 市長は、協力事業所の名称、大府市消防団への協力の内容その他の事項について、公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。